

◀提出の手引き▶

周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡内)で土木工事等を行う場合

(法：文化財保護法)

項目	手続	期限	提出部数	提出先	様式
法第94条(国の機関等)	通知	あらかじめ	2部	市教委	第6号様式
法第93条(国の機関等以外)	届出	60日前 (工事着工の)	2部	市教委	第6号様式
調査依頼(確認調査等)	依頼	調査前	1部	市教委	予備調査依頼書

注意：届出・通知書面が「埋蔵文化財発掘」となっているのは、遺跡の発掘調査という意味ではありません。

周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内において、土木工事等によって「土地を掘削する」ということをさしています。

埋蔵文化財発掘届出(通知)の提出に必要な書類(2部)

○埋蔵文化財発掘の[届出・通知]について[第6号-2様式] ※高砂市のホームページでダウンロード可。

(<http://www.city.takasago.lg.jp/>)

○添付書類

埋蔵文化財

検索

①地図(位置図と地形図の2種類)

位置図：できるだけ高砂市遺跡地図が望ましい。国土地理院や市販の地図でも可。

詳細位置図：都市計画基本図(1/2500)を使用。

工事箇所を正確に赤色で明示する(蛍光ペンは不可)。

②工事概要図面(平面図、立面図、基礎状図、基礎断面図等)

※平面図と掘削状況の判る断面図を必ず添付。建物の場合は2階以上の平面図は不要。

③工事箇所の写真(できるだけカラーコピーで)

工事箇所の全景が写っているもの。1~2枚程度を目安にA4版1枚に調整する。

◀埋蔵文化財発掘届出(通知)書[第6号-2様式]の記入上の注意▶ 別紙様式を参照

※工事着工の**60日前まで**に提出することを心掛けてください。

- 所在地 他の書類と同じ住所表示(丁目、番、号)もしくは地番までを記入して下さい。
- 面積 対象もしくは敷地面積を記入して下さい(建築面積ではありません)。道路などの場合は、対象道路全体の工事延長(m)、幅員(m)を記入して下さい。
- 土地所有者 複数の場合は、「代表者氏名」と「他〇名」として下さい。
- 遺跡の種類、名称、員数、時代については、市教育委員会文化財係と事前に相談して下さい。遺跡の現状は地目ではなく、現在の土地利用形態として下さい。
- 工事の概要 簡潔に記入して下さい。
- 工事主体者 工事の施主を記入して下さい。通常届出者と同じにして下さい。
- 施工責任者 請負人がある場合は請負人(工務店など)の氏名・住所を記入して下さい。※未定の場合は、「未定」と記入。
- 着手時期 現在予定している時期を記入して下さい。※必ず記入して下さい。
- 終了時期 現在予定している時期を記入して下さい。
- 参考事項 事前の工事予定(解体等)など参考になる事項があれば記入して下さい。

※開発地域内に複数の遺跡が存在する場合は、遺跡毎に届出・通知文書を作成して下さい。

また、工事が複数年度にわたる場合でも、原則として工事開始前に1回提出すればよく、年度毎に提出する必要はありません。

予備調査依頼書の提出に必要な書類(1部)

○予備調査依頼書 ※高砂市のホームページでダウンロード可。(<http://www.city.takasago.lg.jp/>)

埋蔵文化財

検索

○添付書類 上記の埋蔵文化財発掘届出書の添付書類と同様。※届出書の添付書類で代用可。

予備調査依頼書の1. 調査日時、2. 調査方法 は、市教育委員会で書き込みますので、空白のまま提出して下さい。